

訪問介護及び訪問型サービス重要事項説明書

1 相談窓口

電話 0238-37-8181
携帯電話 080-6026-9571
担当 鈴木 千夏
● ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	愛のまちホームヘルパーステーション
所在地	米沢市城北1丁目2番5号
介護保険指定番号	
サービスを提供する地域	米沢市、南陽市、川西町、高畠町（訪問型サービスは米沢市とする）

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名 (兼務)		● 事業所及び職員の管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名 (兼務)		● 訪問介護計画書及び訪問型サービス計画書等の作成 ● 介護業務	1名
従業者	准看護師		1名	● 介護業務	1名
	介護福祉士		2名	● 介護業務	2名
	1級～2級修了者		1名	● 介護業務	1名
	介護職員初任者研修修了者		2名	● 介護業務	2名

(3) サービスの提供時間帯

営業日 月～日曜日 (年中無休)

午前6時00分～午後10時00分まで

※サービス提供時間外であってもご利用者の希望があれば、その都度相談させて頂きます。

3 サービス内容 (例)

(1) 身体介護 (要介護の方のみ)

- 食事介助・・・準備・配膳・摂食介助・後片付け等
- 入浴介助・・・清拭・部分浴・全身浴・洗面等
- 排泄介助・・・トイレ誘導及び介助・オムツ交換等
- 体位交換・・・安楽な姿勢保持・褥瘡予防による体位交換等
- 外出介助等・・・外出準備・交通機関（バス等）の乗降介助等

(2) 生活援助 (要介護の方のみ)

- 買 物・・・日常品等の買い物・薬の受け取り等
- 調 理・・・一般的な調理・配膳及び後片付け等
- 掃 除・・・室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
- 洗 灌・・・洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥(物干)、取入れと収納・アイロンがけ等

(3) 訪問型サービス (要支援の方のみ)

- 自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等

(4) その他のサービス

- 生活相談等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、法定代理受領の場合は下記の1割～3割相当額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 訪問介護 (要介護1～5の方)

	20分未満	20分以上30分未満	30分～1時間未満	1時間以上
身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,680円(30分増すごとに820円を加算)
生活援助			20分以上45分未満 1,790円	45分以上 2,200円

- ※ 上記金額に加え、各種加算(初回加算、介護職員等処遇改善加算等)がかかります。
- ※ 居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいたサービス内容、種類となります。
- ※ 上記金額に加え、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、上記金額の200%増しとなります。
- ※ 介護保険法適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き「サービス提供証明書」を発行致します。
- ※ 「サービス提供証明書」を後日市町の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② 訪問型サービス（要支援1・2の方）の場合

区分	程度	金額
訪問型サービスⅠ	要支援1・2の方で週1回程度の訪問が必要な場合	1カ月（定額） 11,760円
訪問型サービスⅡ	要支援1・2の方で週2回程度の訪問が必要な場合	1カ月（定額） 23,490円
訪問型サービスⅢ	要支援2の方で週2回を超える程度の訪問が必要な場合	1カ月（定額） 37,270円

※ 上記金額に加え、各種加算（初回加算、介護職員等処遇改善加算等）がかかります。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいたサービス内容、種類となります。

※ 介護保険適用外サービスの料金

○ 家事代行サービス

家庭の様々なお仕事のお手伝い等をいたします。

○ その他のサービス

外出時の付き添いや車椅子の介助等をお手伝いいたします。

1時間当たりの自己負担料金

1,600円（以後30分増すごとに700円を加算）

1時間以上、30分単位で何時間でもご利用頂けます。

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいのご利用者は無料です。それ以外の地域にお住まいのご利用者は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を頂きます。

※ 自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収致します。

※ 交通費の支払に関しては、事前に文書で説明し支払いに同意する旨の文書に署名捺印を頂いた上で徴収させて頂きます。

(3) キャンセル料

原則、ご利用者のご都合でサービスを中止する場合であってもキャンセル料は頂きませんが、なるべく訪問予定時間の24時間前までにご連絡をお願い致します。

また、かなり悪質なキャンセルが続いた場合には、契約解除等の措置を取らせて頂きます。

(4) その他

① サービス提供に係る光熱水道費等

ご利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気などの費用はご利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

当該月利用分を翌月5日頃までに請求を致しますので、15日までお支払い下さい。お支払い頂き、入金の確認がとれ次第領収書を発行致します。

なお、お支払い方法は、現金集金、当事業所指定口座への振込、口座引落の3通りの中からお選び頂きます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- 利用申込を受け付ける。
- ご利用者の居宅を訪問し事業内容等を説明した後、契約を締結する。
- 担当介護支援専門員等より居宅サービス計画原案等の提供を受ける。
- 利用者の状況を把握・分析し訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）する。
- サービス担当者会議に参加する。
- 居宅サービス計画に基づき訪問介護計画及び訪問型サービス計画を作成し、ご利用者やご家族に同意を得る。
- 訪問介護計画及び訪問型サービス計画に基づいてサービスの提供を開始する。
- 定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、訪問介護計画及び訪問型サービスの継続・変更などについて検討する。
- 定期的あるいは必要に応じて訪問介護計画及び訪問型サービス計画の変更などを行う。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所は、人員不足や事業縮小等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方に通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援又は、非該当（自立）と認定された場合。
- ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、又は事業所が倒産した場合は、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ご利用者がサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、又はご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6 当事業所の訪問介護及び訪問型サービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の人権を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者の心身の状況や今おかれている環境等に応じて、きめ細やかなサービスを提供します。また、サービスの提供を通じてサービス従業者一人ひとりがご利用者から勉強させて頂く気持ちを忘れずに、日々努力し精進します。ご利用者には、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、1日でも長く居宅生活が継続できるようサービスを提供します。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

主 治 医	医療機関名	
	連絡先	
ご 家 族	① 氏名	
	連絡先	
②	氏名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族又は身元引受人並びに県市町村及び居宅介護支援事業所、各関係機関に連絡を行います。

万一の事故発生に備えて、損害保険会社の損害責任保険に加入しております。

9 サービス内容に関する苦情

- ① 苦情担当責任者 管理者 鈴木 千夏 電話：080-6026-9571
- ② 苦情解決責任者 代表取締役 兵庫 等 電話：0238-37-8181
- ③ その他

当事業所以外に、米沢市・山形県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

令和 年 月 日

訪問介護及び訪問型サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 米沢市城北1丁目2番5号

名 称 愛のまちホームヘルパーステーション

説明者氏名_____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び訪問型サービスについて重要事項の説明を受け、これに同意いたします。

利用者 住 所_____

氏 名_____

(代理人) 住 所_____

氏 名_____